

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年七月三十日

指令川建セ第二七〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十月十八日

川建セ第二八〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字新倉七百四十二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字成瀬七百三十九番地

町田 勇一